



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻しん患者の発生について（第5報）

本県における今年7例目、8例目、9例目の麻しん患者につきまして、別添のとおり福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課よりプレスリリースされ、本会に対しても周知協力依頼がありました。

本プレスリリースでは、当該7例目、8例目の患者の行動履歴等については調査中であり、9例目の患者については本県の今年3例目、4例目、5例目の麻しん患者と同様に、2例目の麻しん患者と接触の可能性があります、健康観察対象の方とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し下記についてご留意いただき、麻しんの発生予防及び感染拡大防止にご協力いただくよう、周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 麻しん患者の診療に係る留意事項

- 既感染者と接触し、麻しん発症の可能性のある健康観察対象の方（行政が本人に通知）の診療にあたっては、隔離等の個室管理を行うなど、院内感染対策を実施してください。
- 発熱や発疹を呈する患者が受診された際は、麻しんの予防接種歴の確認を行うなど、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 麻しん患者を診断した場合は、臨床診断例や検査診断例にかかわらず法第12条第1項の規定に基づき最寄りの保健所へ、直ちに届けてください。
なお、健康観察対象の方については、届出基準の症状を満たしていない場合でも、保健所でのPCR検査は可能ですので、保健所にご相談ください。

2. 予防接種について

麻しんの感染及び発症を予防するMRワクチンについては、現在、予防接種法に基づく定期接種に必要な量が確保されていますが、任意接種の希望者が増加し不足することも懸念されるため、予防接種法に基づく対象者への定期接種及び一度も接種を受けたことのない方への接種を優先するとともに、任意接種を希望される方には、母子健康手帳等により接種歴を確認するなどの対応をお願いします。

30 疾病第 672 号

平成 30 年 5 月 15 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



麻しん患者の発生について (情報提供)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、今年 7 例目、8 例目、9 例目の麻しん患者が発生しましたので、別添のと
おり情報提供します。

つきましては、引き続き、麻しんを念頭においた診察を行っていただきますよ
う、貴会会員に周知をお願いします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 中村

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331

E-mail: nakamura-r2769@pref.fukuoka.lg.jp

平成30年5月15日 20時20分

福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課感染症対策係
長田、中村
内線 3079・3080
直通 092-643-3268

(福岡市と同時に公表)

麻疹患者の発生について（第5報）

平成30年5月14日、筑紫保健福祉環境事務所管内の医療機関から麻疹の届出が2件ありましたので、お知らせします。

また、平成30年5月14日、福岡市城南保健所管内の医療機関から麻疹疑いの報告があり、検査の結果、5月15日に麻疹陽性と判明した旨、福岡市から情報提供がありましたので、お知らせします。

1 患者

【平成30年7例目】

(1) 年齢等

30歳代、女性、春日市在住
ワクチン接種歴は1回有り

(2) 経過

5月11日 発熱が出現
5月13日 医療機関Aを受診
5月14日 発疹が出現し、医療機関Bを受診
県保健環境研究所にて遺伝子検査を実施し、麻疹陽性が判明
受診医療機関Bから発生の届出

【平成30年8例目】

(1) 年齢等

20歳代、女性、大野城市在住
ワクチン接種歴は不明

(2) 経過

5月10日 発熱が出現
5月12日 発疹が出現
5月14日 医療機関Bを受診、臨床症状から麻疹と診断し、発生の届出
5月15日 県保健環境研究所にて遺伝子検査を実施し、麻疹陽性が判明

【平成30年9例目】

(1) 年齢等

2か月、女性、福岡市城南区在住
ワクチン接種歴は無し
平成30年5月2日に公表した麻疹患者に係る健康観察中の方（表1 No2）

(2) 経過

5月 1日 福岡県内の医療機関Bの受診者に同行（麻疹患者と接触した可能性あり）
5月13日 発疹
5月14日 発熱
城南区の医療機関Cを受診、その後城南区の医療機関Dを紹介され受診

5月15日 城南区の医療機関Dを再受診
市保健環境研究所にて遺伝子検査を実施
遺伝子検査で麻しん陽性が判明

※医療機関を受診する際は、事前に連絡して受診しています。

【表1 これまでの患者情報】

No	年齢	性別	居住地	予防接種歴	発症日	検査確認日	備考
1	非公表						二次感染なし
2	20代	男性	春日市	1回	4月27日	5月2日	流行地へは行っていない
3	30代	男性	福岡市 博多区	不明	5月10日	5月11日	No2と医療機関で接触の可能性
4	3歳	男性	大野城市	無	5月9日	5月12日	No2と医療機関で接触の可能性
5	30代	女性	福岡市 南区	不明	5月10日	5月13日	No2と医療機関で接触の可能性
6	10代	男性	春日市	無	5月8日	5月13日	No2と小売店で接触の可能性

2 行政対応

筑紫保健福祉環境事務所及び福岡市城南保健所において、患者、家族及び医療機関に対し健康調査、疫学調査を実施し、二次感染予防の指導を行っています。

なお、患者の行動履歴等、詳細については調査中です。

《県民の皆様へ》

- 症状(別紙参照)から麻しんが疑われる場合、事前に医療機関へ電話連絡の上、速やかに受診してください。
- 受診の際には、感染を拡大させないように公共交通機関等の利用は控えてください。

《医療機関の皆様へ》

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 患者(疑い含む。)は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- 臨床症状等から麻しんと診断した場合には、速やかに保健所へ届け出てください。

お 願 い

※ 報道機関各位におかれましては、患者及び患者家族等について、本人等が特定されないことがないよう、格段の御配慮をお願いします。

麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、麻疹ウイルスによる感染症です。
- 感染力がきわめて強く、麻疹の免疫がない集団に 1 人の発症者がいたとすると、12～14 人の人が感染すると言われています（インフルエンザでは 1～2 人）。
- ほぼ 100% の人に症状が現れますが、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

《症状》

- 麻疹ウイルスに感染して 10～12 日後に、発熱や咳などの症状が現れます。
- 38℃前後の発熱が 2～4 日間続き、倦怠感、上気道炎症状（咳、鼻水、くしゃみなど）、結膜炎症状（結膜充血、目やに、光をまぶしく感じるなど）が現れて次第に強くなります。
- 発疹が現れる 1～2 日前ごろに口の中の粘膜に 1mm 程度の白い小さな斑点（コプリック斑）が出現します。コプリック斑は麻疹に特徴的な症状ですが、発疹出現後 2 日目を過ぎるころまでに消えてしまいます。
- コプリック斑出現後、体温は一旦下がりますが、再び高熱が出るとともに、赤い発疹が出現し全身に広がります。
- 発疹出現後 3～4 日で回復に向かい、合併症がない限り 7～10 日後には主症状は回復しますが、免疫力が低下するため、しばらくは他の感染症に罹ると重症になりやすく、体力などが戻るのに 1 か月くらいかかることも珍しくありません。
- 麻疹に伴って肺炎、中耳炎、脳炎などさまざまな合併症がみられることがあります。特に脳炎は、頻度は低い（1000 人に 1 人）ものの死亡することがあり、注意が必要です。

《感染予防とまん延防止のために》 ～一人ひとりが気をつけましょう～

- 麻疹は、感染力がきわめて強いことから手洗いやマスクのみでの予防はできませんが、予防接種（ワクチン接種）を行うことによって、95%以上の人が免疫を獲得し、予防することができます。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の罹患歴や予防接種歴を確認し、明らかでない場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、発熱、咳、鼻水、眼球結膜の充血等 麻疹に特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡し、指示に従って受診してください。その際、症状出現日の 10～12 日前（感染したと推定される日）の行動（海外の流行地や人が多く集まる場所へ行ったかどうか等）について、医療機関にお伝えください。

《麻疹の予防接種について》

～1 歳になったら 1 回、小学校入学前の 1 年間にもう 1 回予防接種を受けましょう～

「生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者」及び「5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。

- ※ 接種を希望される方は、お住まいの市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。
- ※ 定期の予防接種の対象者以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、予防接種法に基づかない任意の接種で受けることができます（費用は自己負担となります）。医療機関の医師にご相談ください。
- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。